

## 毛呂山町建設工事等指名業者選定基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、毛呂山町契約規則（平成25年毛呂山町規則第9号）、毛呂山町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成22年毛呂山町規則第4号）及び毛呂山町工事請負業者等指名委員会規程（昭和49年毛呂山町訓令第1号）に定めるもののほか、町が発注する建設工事等の指名業者選定について必要な事項を定めるものとする。

(選定の基準)

第2条 指名業者は、原則として次に掲げる者から選定するものとする。

- (1) 町内に本店、支店又は営業所を有する者
- (2) 過去3か年に町が指名した者
- (3) 近隣市町村又は埼玉県の仕事に常時施工している者

2 前項の規定にかかわらず、高度の技術を要する工事については、経験豊富な者を選定するものとする。

(選定除外)

第3条 次に掲げる者は、指名業者として選定することができない。

- (1) 毛呂山町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年毛呂山町告示第117号）に規定する指名停止期間中の有資格業者
- (2) 毛呂山町議会議員政治倫理条例（平成26年毛呂山町条例第23号）第5条により辞退届を提出した有資格業者

(選定業者数)

第4条 指名業者は、業種等及び設計金額に応じ、別表に定める数の業者を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から適用する。

## 別表

設計金額\業種等	土木工事 建築工事 ほ装工事	電気工事 管工事 その他の工事	建設工事以外の 契約
500 万円未満	4 者以上	3 者以上	3 者以上
500 万円以上 1,500 万円未満	6 者以上	5 者以上	5 者以上
1,500 万円以上 3,000 万円未満	8 者以上	7 者以上	7 者以上
3,000 万円以上	一般競争入札	一般競争入札	8 者以上